

静岡県警察被害者支援カウンセラー運用要綱の制定について

(平成17年例規県民第13号)

犯罪被害者及びその家族又は遺族の精神的被害の軽減等を図るため、別添のとおり「静岡県警察被害者支援カウンセラー運用要綱」を定め、平成17年4月1日から施行することとしたので、職員に周知させるとともに、その効果的な運用に努められたい。

別添

静岡県警察被害者支援カウンセラー運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対して迅速に精神的被害の軽減及び回復のための支援を行うほか、被害者支援等に従事する職員に対する専門的な指導、助言等を行うため、関係所属に派遣する静岡県警察被害者支援カウンセラー（以下「カウンセラー」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 カウンセラーの指定

1 県本部警察相談課長（以下「警察相談課長」という。）は、関係所属長と協議の上、次のいずれかに該当する職員のうちカウンセラーとしての適性を有すると認められる職員を、静岡県警察被害者支援カウンセラー推薦書（様式第1号）により本部長に推薦するものとする。

(1) 公認心理師又は臨床心理士の資格を有する職員

(2) 前記(1)に掲げる職員と同程度の専門的な知識及び技能を有する職員

2 本部長は、前記1の規定による推薦に基づき、当該職員をカウンセラーとして指定する場合は、指定書（様式第2号）を交付するものとする。

3 警察相談課長は、カウンセラーとして指定された職員が所属を異動した場合には、異動先の所属長に対し、当該職員の指定について通知するものとする。

第3 カウンセラーの指定の解除

1 警察相談課長は、カウンセラーとして指定された職員について、その指定を解除する必要があると認めるときは、関係所属長と協議の上、静岡県警察被害者支援カウンセラー解除上申書（様式第3号）により本部長に上申するものとする。

2 本部長は、前記1の規定による上申に基づき、当該職員の指定を解除する場合は、指定解除書（様式第4号）を交付するものとする。

第4 カウンセラーの任務

カウンセラーの任務は、次に掲げるものとする。

1 被害者等に対し、カウンセリング、付添いその他の心理的支援（以下「心理的支援」という。）を行うこと。

2 職員に対し、次に掲げる事項について専門的な指導、助言及び教養を行うこと。

- (1) 被害者等への対応方法に関すること。
- (2) 被害者支援に伴う代理受傷対策に関すること。

第5 カウンセラーの運用

1 派遣

- (1) 所属長は、殺人、不同意性交等、不同意わいせつ、死亡ひき逃げ事件その他の事件が発生し、当該事件の被害者等に対しカウンセラーによる心理的支援の必要が生じた場合（自所属のカウンセラーにこれを行わせることができる場合を除く。）は、カウンセラー派遣要請書（様式第5号）により、速やかに警察相談課長にカウンセラーの派遣を要請するものとする。この場合において、急を要するときは、電話その他の方法により派遣を要請し、事後速やかにカウンセラー派遣要請書を提出するものとする。
- (2) 警察相談課長は、前記(1)の規定による要請を受け、カウンセラーの派遣が必要と認めた場合は、派遣するカウンセラーを速やかに選定するものとする。この場合において、当該カウンセラーが県本部警察相談課（以下「警察相談課」という。）以外の所属の職員であるときは、当該所属の長に対しカウンセラー派遣依頼書（様式第6号）により派遣を依頼するものとする。
- (3) 警察相談課長又は前記(2)の規定による依頼を受けた所属長は、カウンセラーを速やかに派遣するものとする。

2 結果報告等

- (1) カウンセラーは、被害者等への心理的支援を行った場合（自所属において行った場合を含む。）は、その結果をカウンセラー活動結果報告書（様式第7号）により速やかに警察相談課長に報告するものとする。
- (2) 警察相談課長は、前記(1)の規定によりカウンセラー活動結果報告書の提出を受けたときは、その写しを当該カウンセラーの派遣を受けた所属長に送付するほか、必要に応じて県本部事件主管課長等と情報を共有することにより、連携を図るものとする。

第6 被害者支援カウンセリングアドバイザーの設置

警察相談課に、次のとおり静岡県警察被害者支援カウンセリングアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置くことができるものとする。

1 アドバイザーの委嘱

- (1) 警察相談課長は、次に掲げる要件を満たしている者のうちからアドバイザーに適任と認められる者を選定し、静岡県警察被害者支援カウンセリングアドバイザー推薦書（様式第8号）により本部長に推薦するものとする。
 - ア 大学の研究者、精神科医、公認心理師、臨床心理士等の職にある者で、かつ、被害者等に対する支援活動に必要な専門的な知識及び技能を有するもの
 - イ 被害者支援の重要性を理解し、かつ、その人格について社会的信望を有する者

ウ 原則として、県内に住居又は勤務先を有する者

- (2) 本部長は、前記(1)の規定による推薦に基づき、当該者をアドバイザーとする場合は、委嘱状（様式第9号）を交付して委嘱するものとする。

2 アドバイザーの解嘱

- (1) 警察相談課長は、アドバイザーが次のいずれかに該当するときは、本部長にその旨を報告し、解嘱についての判断を仰ぐものとする。

ア 前記1(1)アからウまでのいずれかの要件を欠くに至ったとき。

イ アドバイザーとしてふさわしくない行為があったとき。

ウ 心身の故障により任務の遂行ができなくなったとき。

エ 本人から辞任の申出があったとき。

- (2) 本部長は、前記(1)の規定による報告に基づき、解嘱の判断をするものとする。

3 アドバイザーの任期

アドバイザーの任期は、委嘱の日から当該日が属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

4 アドバイザーの任務

アドバイザーの任務は、第4に規定するカウンセラーの任務に関する専門的な指導及び助言とする。

5 秘密の保持

- (1) アドバイザーは、委嘱期間中及びその後においても、任務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- (2) アドバイザーは、委嘱状の交付を受けたときは、秘密の保持に関し誓約書（様式第10号）を本部長に提出するものとする。

6 アドバイザーの運用

- (1) 警察相談課長は、カウンセラーがアドバイザーから指導及び助言を受けるための面接の機会を設けるものとする。

- (2) 前記(1)の場合において、警察相談課長は、各カウンセラーの希望、活動状況等に基づき、アドバイザーの面接を受けるカウンセラー並びに面接の日時及び場所を指定するものとする。この場合において、警察相談課以外の所属のカウンセラーを指定するときは、あらかじめ、当該所属の長に協議するものとする。

- (3) カウンセラーは、前記(1)の面接を受けたときは、その結果をアドバイザー面接結果報告書（様式第11号）により速やかに警察相談課長に報告するものとする。